

覚醒剤原料研究者指定申請書類記載要領

1 覚醒剤原料研究者

覚醒剤原料に関して相当の知識を持ち、かつ、研究上覚醒剤原料の製造又は使用を必要とする者

2 根拠法令

- ・覚醒剤取締法 第30条の2
- ・覚醒剤取締法 第30条の5（準用第4条第2項）
- ・覚醒剤取締法施行規則 第9条

3 手数料 4,600円（千葉県収入証紙）

4 添付書類

- （1）履歴書
- （2）研究の計画書（学術研究のために覚醒剤原料を使用することが分かる内容であること。）
- （3）研究施設の平面図（保管庫の位置を明示すること。）
- （4）保管庫の立体図（たて・横・奥行きの高さ、鍵の位置を記載したもの。写真でも可。）
- （5）研究同意書（研究施設設置者又は施設長が記名したもの。）

5 その他

参考事項欄には、月平均覚醒剤原料使用予想量その他参考事項を記載すること。

6 提出部数 正本1部、副本（写し）1部

（千葉県、船橋市、柏市内に業務所のある者は1部）

7 提出先

- （1）千葉県、船橋市、柏市内に業務所のある者
郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1
千葉県健康福祉部薬務課麻薬指導班 TEL：043-223-2620
- （2）上記以外に業務所のある者
管轄の保健所（健康福祉センター）